

嵐山町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

嵐 山 町

目 次

第1章	計画策定の背景と目的	1
1	背景と目的.....	1
2	嵐山町の状況.....	2
3	計画の位置づけ.....	3
4	方針の期間.....	3
5	計画の対象範囲.....	3
第2章	嵐山町の現状	5
1	人口推移.....	5
2	財政状況.....	6
第3章	公共施設等の現状と課題	8
1	公共建築物の現状と課題.....	8
2	インフラ資産の現状と課題.....	13
3	公共建築物の更新と財政負担.....	16
4	インフラ資産の更新と財政負担.....	18
5	公共施設等の更新等にもなう将来負担.....	20
第4章	公共施設等の基本的な方針	21
1	総合管理計画の3つの基本的な方針.....	21
2	基本的な方針に基づく実施方針.....	22
3	施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性.....	24
4	取組体制の整備及び情報共有.....	28

第1章 計画策定の背景と目的

1 背景と目的

人々の生活や社会・経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港・上水道・下水道・公園・学校・治山・治水・生涯学習施設・行政施設等のいわゆるインフラによって支えられています。

わが国においては、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて社会資本の整備が集中的に行われました。それらインフラ資産は、既に数10年が経ち、今後加速度的に高齢化するといわれています。国の試算によると、今後の管理維持経費は総額で約800兆円にも及ぶと示されています。

平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故は、構造物の老朽化が原因となった事故として、改めて今後のインフラ資産のあり方が問われることとなりました。

国では、平成25年11月に約800兆円と試算されているインフラストックの高齢化に的確に対応するため、「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

この策定を受け、平成26年4月には、総務大臣より「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が通知されました。これは、地方公共団体においても厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するよう要請されたものです。地方自治体が策定すべき計画として、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」も策定されました。

平成27年8月には総務大臣より「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」が通知され、平成28年度中には全地方公共団体において公共施設等総合管理計画を策定することが求められました。

嵐山町においても、昭和40年代から50年代にかけて小中学校、中央公民館などの公共建築物が建設されました。（中央公民館は平成23年度に解体）その後、国県の補助金を有効に活用しながら、人口の増加による行政需要の増大に応じ、計画的に公共施設や道路、上水道、下水道等のインフラ等の資産を整備し、町民福祉の向上に努めてまいりました。

しかし、短期間で建築された公共施設等は同時期に耐用年数を迎えるため、更新費用においても短い期間で必要となることが予測されます。

また、嵐山町においては平成12年をピークに人口の減少が始まりました。少子高齢化も進行しています。この流れは全国に及んでおり、今後は更なる人口減少が見込まれています。

これからの嵐山町が持続可能なまちとするためにも、将来の利用状況を勘案し、施設の機能を最大限に発揮し、効率的かつ効果的な維持修繕を図りつつ、財政的負担を軽減するため、公共施設等の総合的で計画的な管理の方向性を示す「嵐山町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」といいます。）を策定するものです。

2 嵐山町の状況

嵐山町は、人口減少・少子高齢化の状況下のもと、財政の健全化を図るため、早くから公共施設の集約化や有効活用に取り組んできました。

平成16年10月において「嵐山町行財政改革の方針」を策定し、聖域をつくらない行財政改革を目指すこととし、平成18年1月に「第4次嵐山町行財政改革大綱」を策定しました。

その後、平成19年に鎌形小学校を閉校し、平成21年に改修し町立嵐山幼稚園として利活用を行っています。旧嵐山幼稚園は、シルバー人材センターが利用を行っています。

平成23年には、中央公民館、勤労福祉会館、旧役場である菅谷出張所の3施設を統合し、「ふれあい交流センター」を建設しました。中央公民館及び菅谷出張所は解体し、勤労福祉会館を増改築し、利用者が使いやすい施設に大規模改修を行ったものです。

平成27年に老朽化した町立吉田集会所を解体し、平成28年には、北部交流センターの大規模改修を実施しました。

平成12年に整備した生き生きふれあいプラザ「なごみ」は利用者の減少に伴い、平成27年より嵐山町社会福祉協議会が利用しています。

このように、嵐山町では早くから施設の老朽化に対応するため、利用状況を勘案しながら施設の解体、他の施設への転用などの利活用を積極的に行ってきました。

今後は更なる人口減少と少子高齢化による人口構成の変化が進むと予想されます。これらの状況は税収の伸び悩みの要因となり、社会福祉関連経費の増加となると予想されます。

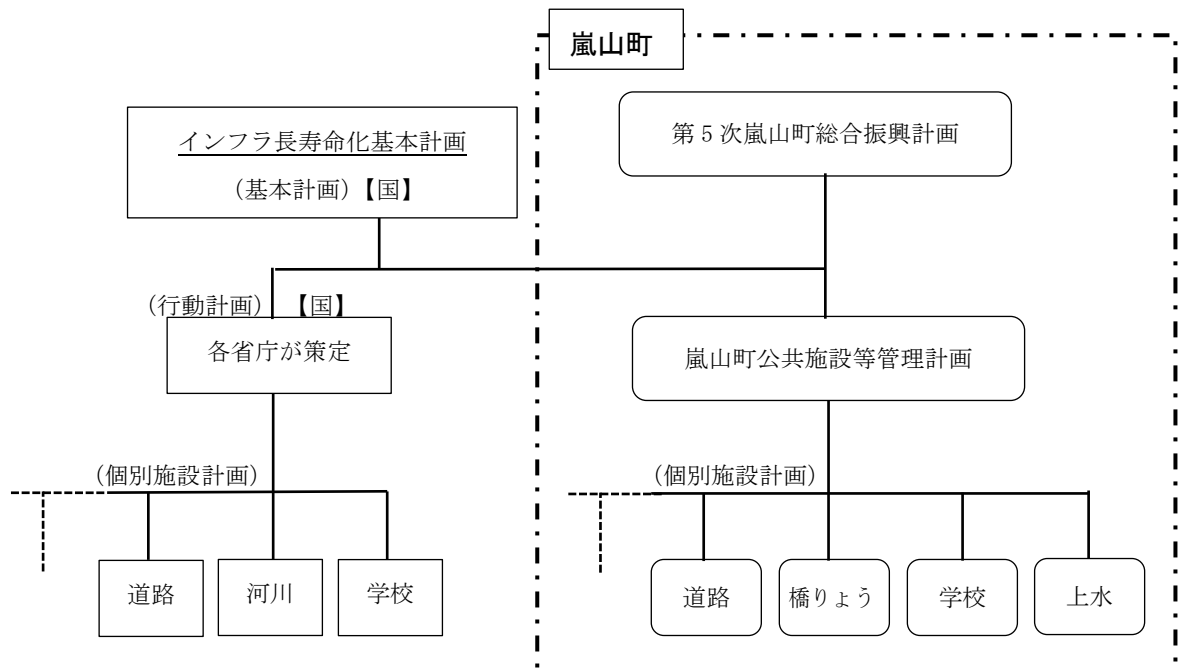
このような状況により、嵐山町においても全国の地方公共団体と同様に施設の維持管理や適正規模を改めて検討していく必要があります。

3 計画の位置づけ

本総合管理計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、町の最上位計画である「第5次嵐山町総合振興計画」を始め、町の他の関連計画との整合を図り、町が保有する公共施設等の総合的・計画的な整備や管理に関する基本的な方針を定めるものです。

本総合管理計画はあくまでも基本的な方針を定めたものであるため、個別施設の具体的な維持・管理・統廃合においては、個別類型ごとの施設計画を策定することとします。

なお、本管理計画は平成26年4月に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づいています。



[※総務省の「インフラ長寿命化計画の体系」を一部修正]

4 方針の期間

公共施設等総合管理計画においては、中長期的な視点が不可欠と考えられています。公共施設等の耐用年数は数十年とされていることから、本総合管理計画においては、平成29(2017)年度から平成58(2046)年度までの30年間を計画期間とします。

なお、期間内であっても社会経済情勢や国の政策の変化及び嵐山町総合振興計画の上位やその他関連計画の変更など、計画を見直す必要が生じた場合には適宜見直しを行うこととします。

5 計画の対象範囲

本計画では、嵐山町が所有する建築物及び道路、橋りょう、上下水道、公園等のインフラ施設を対象とします。

なお、施設の区分や経費等においては、総務省が推奨する「公共施設等更新費用試算ソフト」※の考え方に基づいて策定していきます。

第 1 章 計画策定の背景と目的

区分	分類	施設名
公共建築物	行政系施設	役場庁舎、消防団施設、嵐山パトロールセンター、防災倉庫
	学校教育系施設	幼稚園、小学校、中学校、学校給食センター
	文化系施設	ふれあい交流センター、北部交流センター、南部交流センター
	社会教育系施設	知識の森嵐山町立図書館、オオムラサキの森活動センター
	保健・福祉施設	健康増進センター、生き生きふれあいプラザやすらぎ、社会福祉協議会、シルバー人材センター
	子育て支援施設	子育て支援拠点、学童保育室
	産業系施設	花見台工業団地管理センター、農産物加工施設、嵐山堆肥センター
	スポーツ・レクリエーション・観光系施設	総合運動公園、鶴巻運動公園、観光用トイレ等、嵐山溪谷バーベキュー場、
	公園	フィットネス 21 パーク、菅谷公園、蝶の里公園、歴史の里公園
	その他	武蔵嵐山駅東西連絡通路、旧都市計画課分室、武蔵嵐山駅西口公衆便所、文化財資料室
インフラ系施設	道路	道路
	橋りょう	橋りょう
	上水道施設	(建築物) 浄水場、水源施設、配水池、配水場 (管) 導水管、送水管、配水管
	下水道施設	(管) 管渠

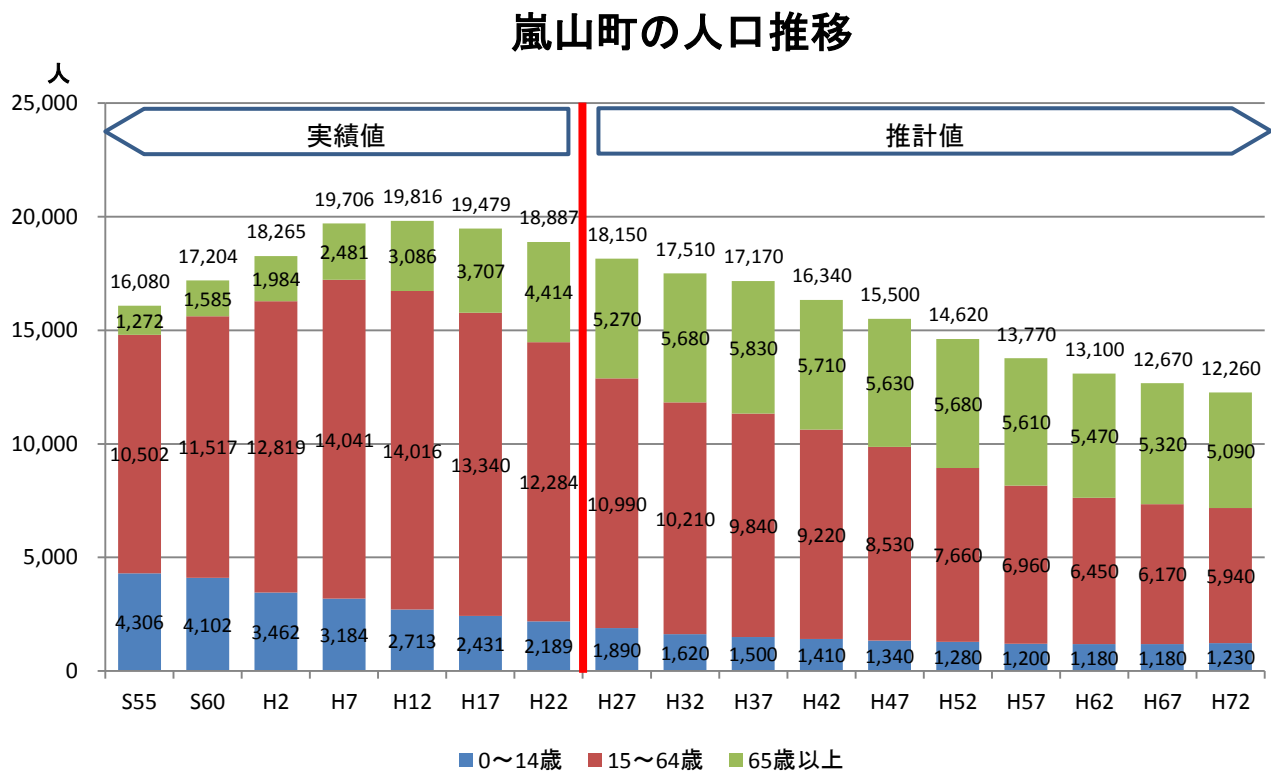
※公共施設等更新費用試算ソフトは、公益財団法人日本財団の助成を受け、財団法人自治総合センターが開催した「平成 22 年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」において開発されたものです。平成 28 年度時点においては、総務省の HP で公開しています。

第2章 嵐山町の現状

1 人口推移

嵐山町の総人口は平成22年10月1日時点で、18,887人となっています。(人口は国勢調査を基礎とします。)平成7年までは増加を維持していましたが、その後伸びは鈍化し、平成12年の19,816人をピークに減少に転じています。総人口の増加傾向をみると、昭和55年から平成7年までは22.5%増であったものが、平成7年から平成22年にかけては4.2%減となっています。

嵐山町では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年度に嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略を策定しました。それにおいて、財政面、福祉サービス等を勘案し、嵐山町の総合戦略の効果的な施行及び国の総合戦略による効果が実施されることにより、転入の増加及び転出の減少による2,600人の純増加と合計特殊出生率を1.80とすることにより、平成72(2060)年の人口を12,260人とすることとしています。



出典：嵐山町人口ビジョン（平成27年度策定）

- ・実績値：国勢調査より作成
 - ・推計値：国から提供された推計ツールの社人研の推計準拠による推計条件で、合計特殊出生率が平成42(2030)年までに人口置換水準(2.1)まで上昇すると仮定した場合
- ※平成27年度に策定したため、平成27年度国勢調査の結果は反映していません。なお、平成27年の総人口は18,341人となっています。

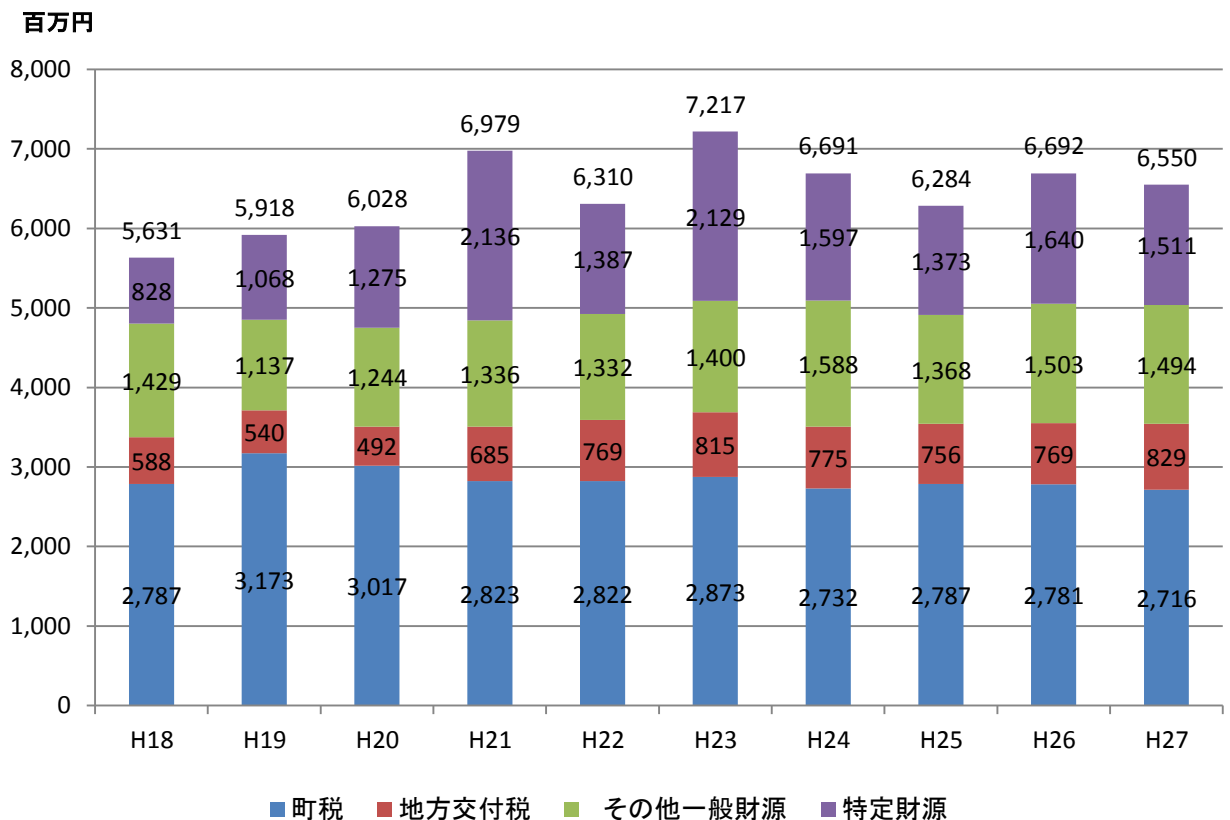
2 財政状況

(1) 歳入の状況

平成27年度における歳入総額は65.5億円であり、そのうち町税は27.2億円で全体の約4割を占めています。近年は28億円前後で推移しておりますが、嵐山町人口ビジョンの将来人口推計では、主たる納税者である生産年齢人口の減少が予測されていることから、今後は減少傾向になると想定されます。

地方交付税は、平成12年度には約16億円交付されていましたが、平成27年度は臨時財政対策債*を含めても約12億円の交付となり、約4億円が減少され、大変厳しい状況となっております。(平成12年度の町税は約27億円) 国においては、長期債務残高が800兆円を超えており、大変厳しい状況にあることから、今後も地方交付税の増額は見込めないと思われま

歳入決算額の推移(普通会計決算)



*臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するため、特例として発行される地方債です。普通交付税の交付額から差し引かれ、地方公共団体が借入れを行います。元利償還金相当額を後年度普通交付税の基準財政需要額に全額算入することとされています。

(2) 歳出の状況

平成27年度における歳出総額は62.2億円です。歳出のうち義務的経費※は、28億円で45%を占めています。

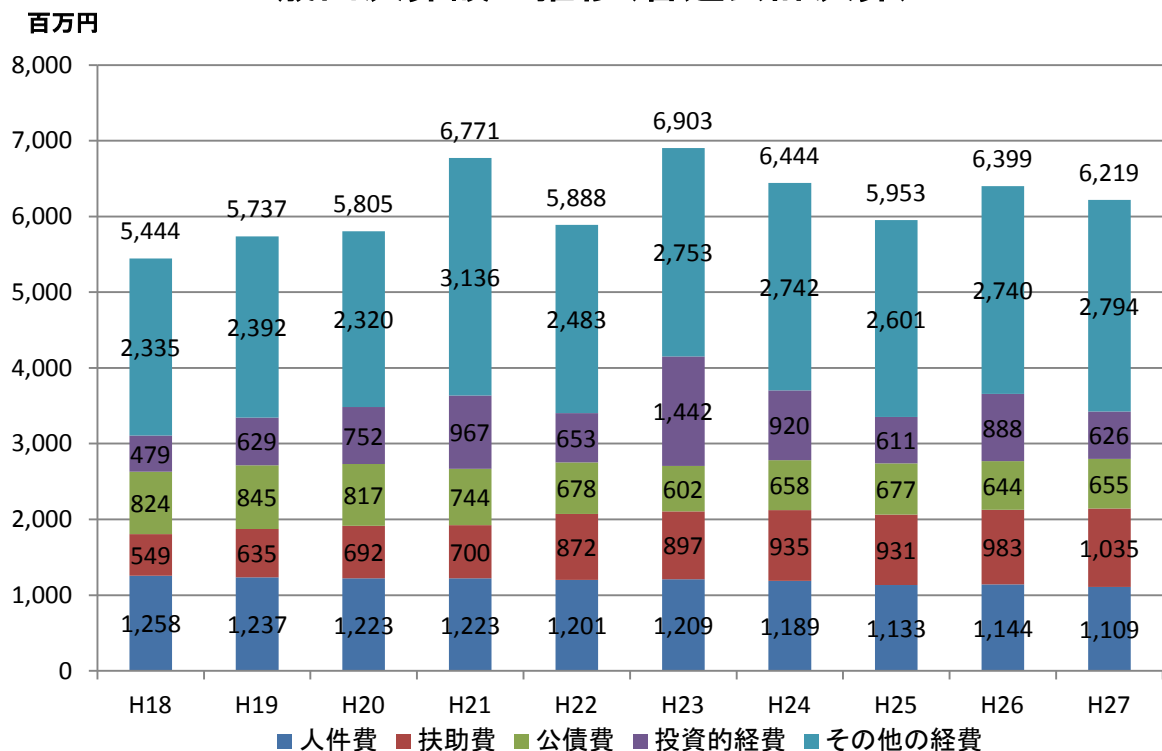
義務的経費のうち、人件費及び公債費※は減少傾向にあります。特に人件費は平成18年度には12.6億円でしたが、平成27年度に11.1億円となっており、1.5億円(▲11.9%)の減少となっています。公債費においても平成19年度には8.4億円でしたが、平成27年度では6.6億円と1.9億円(▲22.4%)の減少となっています。

扶助費※については増加傾向にあり、平成18年度の5.5億円から平成27年度は10.4億円と4.9億円も増加しており、増加率は1.9倍となっています。今後も少子高齢化に伴い扶助費は増加していくものと考えられます。

投資的経費は平成18年度の4.8億円から平成27年度の6.3億円まで年度によりばらつきが生じています。

その他の経費は27.9億円となっており、内訳は物件費※が8.8億円、補助費等※が8億円、繰出金※が7.8億円、積立金が2.7億円となっています。補助費等のうち、消防等を行っている比企広域市町村圏組合への負担金が3.3億円、ごみ・し尿処理を行っている小川地区衛生組合への負担金が2.2億円となっています。

歳出決算額の推移(普通会計決算)



※義務的経費：地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費（人件費、公債費、扶助費）

※公債費：地方自治体が借入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計

※扶助費：児童福祉、老人福祉、身障者福祉に関する給付額で、主に法令により支出が義務付けられている経費

※物件費：消耗品費や印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費など地方公共団体が業務を遂行する際に支出する消費的経費のうち、比較的性質のはっきりした人件費、維持補修費、扶助費、更には補助費等以外の様々な経費の総称。

※補助費等：各種団体に対する助成金・補助金や一部事務組合への負担金などの経費。

※繰出金：特別会計等に繰出している費用。嵐山町では、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計へ繰出しを行っています。

第3章 公共施設等の現状と課題

1 公共建築物の現状と課題

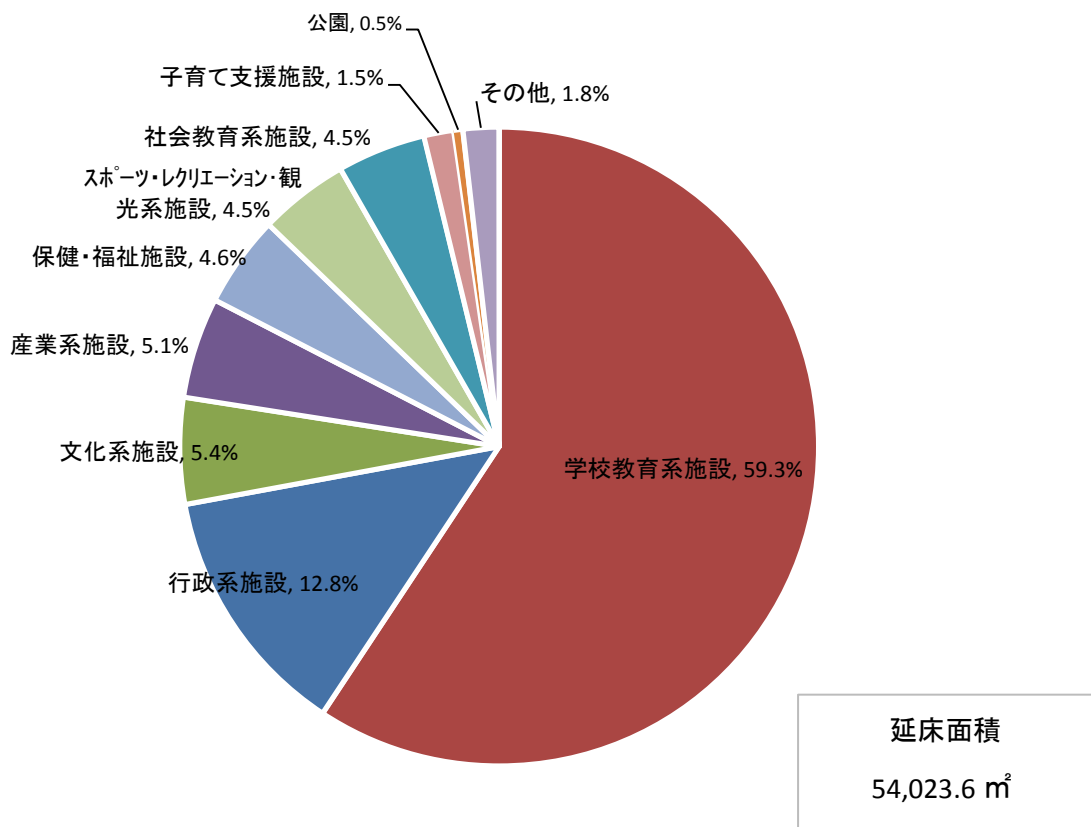
(1) 公共建築物保有状況

町が保有する公共建築物は、平成27年度末時点で124施設、総延床面積は54,023.6㎡であり、町民一人あたりでは2.99㎡※となっています。全国平均値の一人あたり面積3.22㎡※と比較すると約7.1%と大きく下回っています。

財政状況を勘案し、建築物について精査を行ってきたことによるものと思われます。近隣市町村と比較しても大きく下回っています。

施設別では、学校教育系施設が59.3%と最も多く、続いて行政系施設が12.8%となっており、全体の約7割を占めています。

建物面積の内訳(公共施設)



※町民一人あたり面積の算定にあたっては、平成28年4月1日時点の住民基本台帳人口18,094人を使用

※全国平均値の一人あたりの面積は、公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果(平成24年3月総務省)による

【公共建築物類型ごとの面積、割合】

施設類型	施設数	延床面積	割合
行政系施設	11	6,899.8 m ²	12.8%
学校教育系施設	57	32,021.0 m ²	59.3%
文化系施設	7	2,910.7 m ²	5.4%
社会教育系施設	4	2,415.2 m ²	4.5%
保健・福祉施設	9	2,495.4 m ²	4.6%
子育て支援施設	5	839.6 m ²	1.5%
産業系施設	3	2,751.9 m ²	5.1%
スポーツ・レクリエーション・観光系施設	13	2,456.4 m ²	4.5%
公園	7	247.7 m ²	0.5%
その他	8	985.9 m ²	1.8%
合計	124	54,023.6 m ²	100.0%

(2) 築年別整備状況

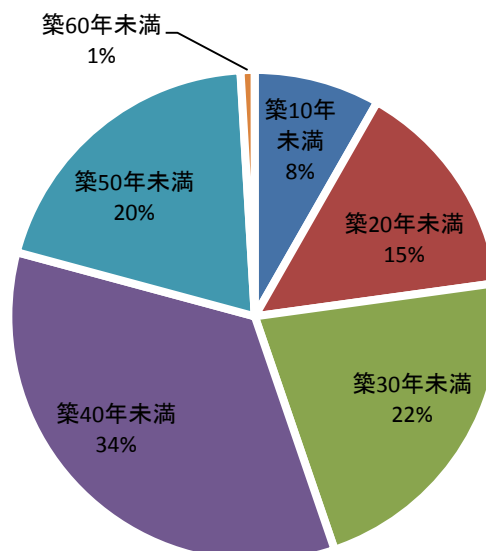
公共建築物を建築年度別に見ると、築30年以上経過している施設が半数以上となっています。

昭和40年代から昭和50年代にかけて整備された施設の多くは、学校教育系施設となっており、昭和60年以前の延床面積での割合は94.2%となっています。

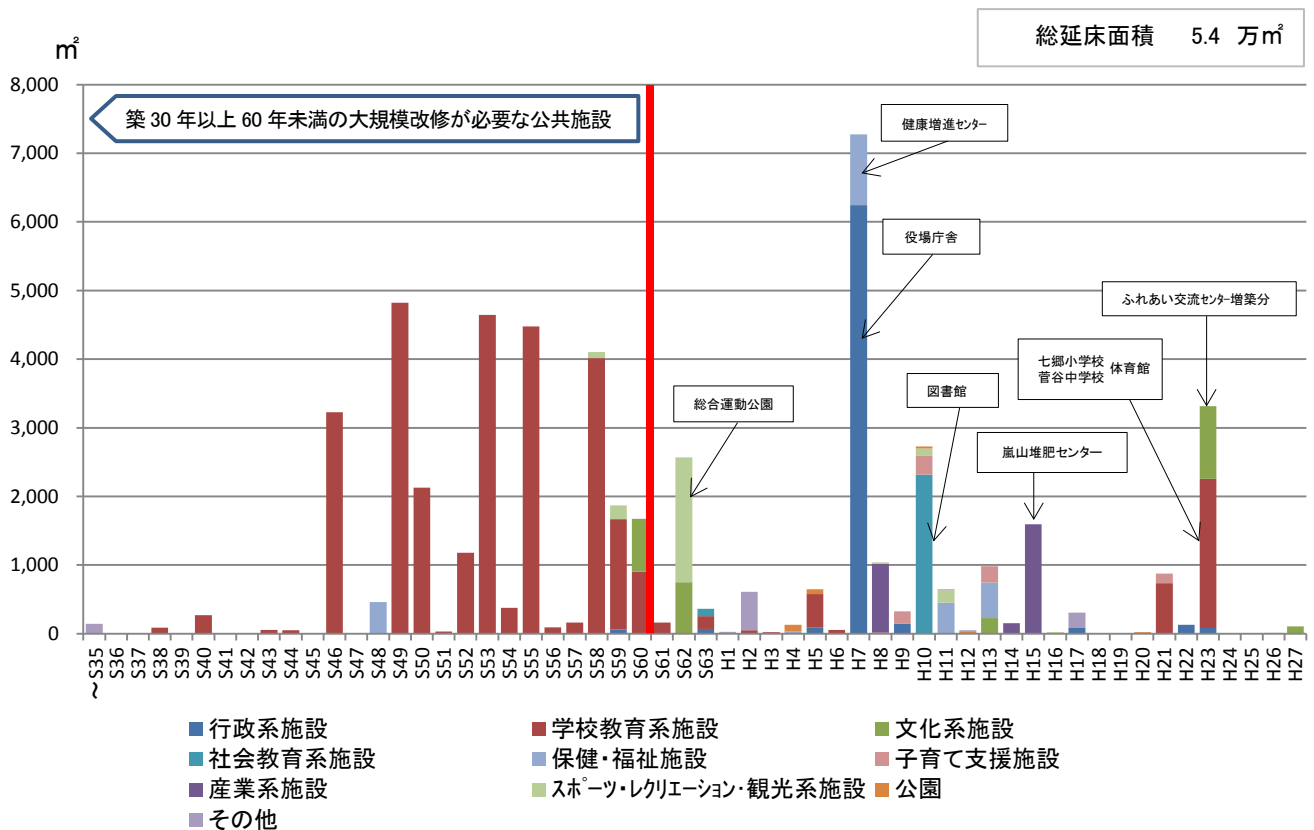
一般的に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度経過すると大規模改修が、築60年程度経過すると建替えが必要になるといわれています。

嵐山町では、これまでも老朽化の状況や施設の利用状況等に応じて大規模改修や建替えや施設の除却を行ってきました。今後も引き続き利用状況や財政負担を考慮し、長寿命化や施設の統廃合を行っていく必要があります。

築年別割合(公共建築物)



年度別整備延床面積(公共建築物)



【近年の大規模改修実績】

施設名	建物区分	面積	築年度	大規模改修年度
菅谷小学校	校舎	3,083 ㎡	昭和46年度	平成25年度
菅谷小学校	校舎	1,838 ㎡	昭和55年度	平成25年度
志賀小学校	校舎	4,037 ㎡	昭和53年度	平成25年度
七郷小学校	校舎	2,799 ㎡	昭和49年度	平成25年度
菅谷中学校	校舎	2,021 ㎡	昭和49年度	平成25年度
菅谷中学校	校舎	1,660 ㎡	昭和50年度	平成25年度
玉ノ岡中学校	校舎	4,011 ㎡	昭和58年度	平成25年度
ふれあい交流センター	文化系施設	768 ㎡	昭和60年度	平成23年度
北部交流センター	文化系施設	752 ㎡	昭和62年度	平成27年度
武蔵嵐山駅東西連絡通路	その他	592 ㎡	平成2年度	平成27年度
嵐丸ひろば	子育て支援施設	241 ㎡	平成13年度	平成27年度

※学校の大規模改修は、空調施設の導入を実施したことによるもの。

【近年の建替え実績】

施設名	建物区分	面積	築年度
七郷小学校	体育館	700 m ²	平成 23 年度
菅谷中学校	体育館	1,471 m ²	平成 23 年度

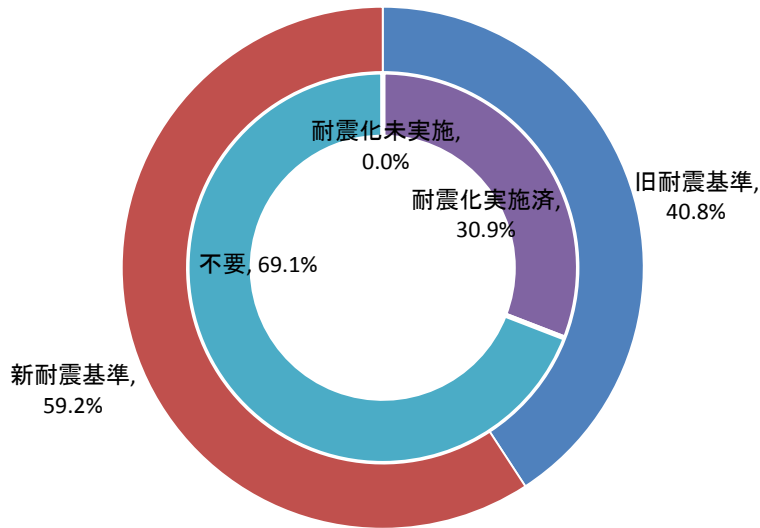
【近年の利活用・廃止実績】

旧施設名	建物区分	面積	備考
中央公民館	文化系施設	992 m ²	平成 23 年度解体
菅谷出張所	行政施設	857 m ²	平成 23 年度解体
吉田集会所	文化系施設	186 m ²	平成 27 年度解体
鎌形小学校	学校施設	1,084 m ²	幼稚園として活用
幼稚園	学校施設	496 m ²	シルバー人材センターが活用
生き生きふれあいプラザ なごみ	保健・福祉施設	451 m ²	社会福祉協議会が活用
ステーションホールアイ プラザ	文化系施設	241 m ²	子育て支援拠点として活用

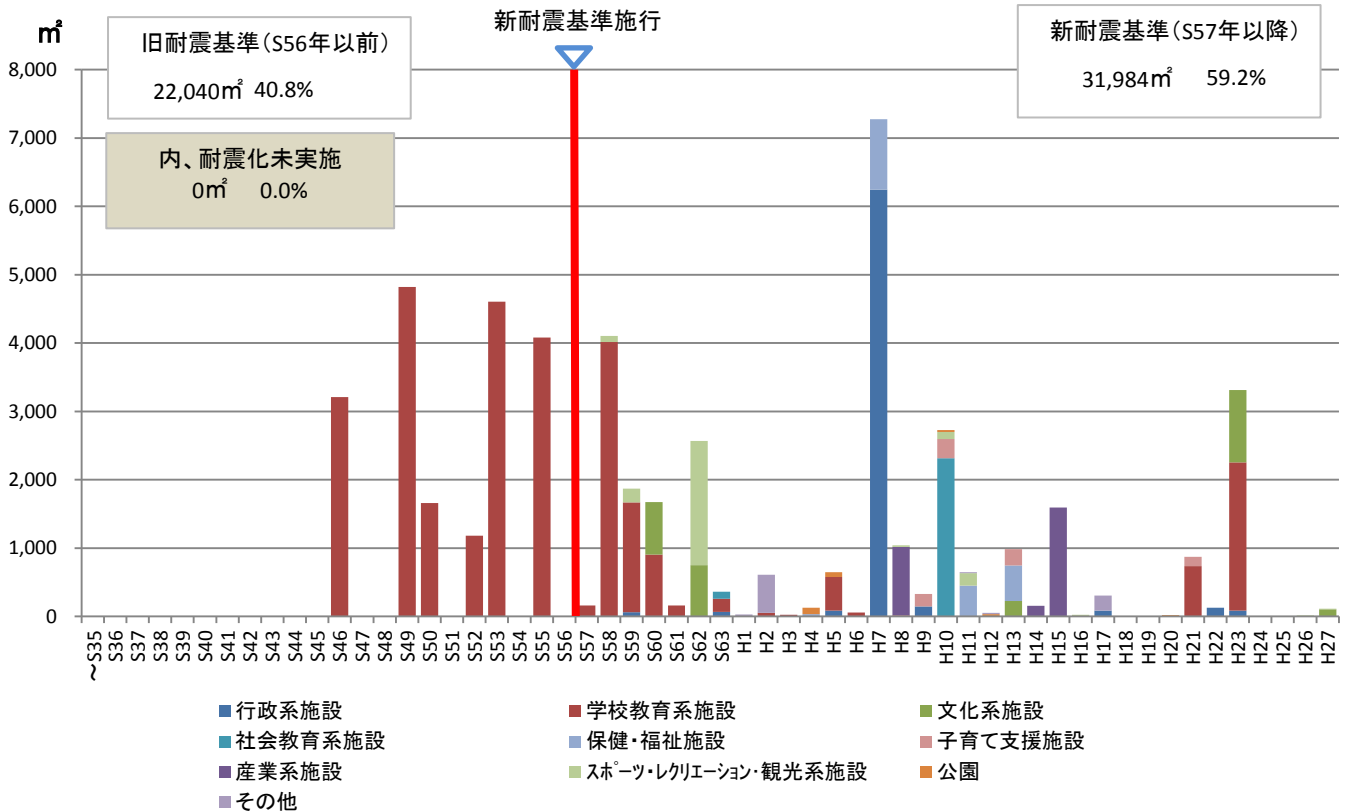
(3) 公共建築物の耐震化状況

建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に工事着工された公共建築物は22,040㎡で、全体の40.8%となっています。耐震化が必要とされる建築物の全てが学校教育系施設となっておりませんが、町では嵐山町建築物耐震改修促進計画に基づき耐震化を行い、平成24年に耐震化が終了しており、現在耐震改修が必要な施設はありません。

建物面積の内訳(公共施設)



耐震化の状況(公共施設)



2 インフラ資産の現状と課題

町が保有する道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産は以下のとおりとなります。

今後は人口減少・少子高齢化社会となることが予測されます。インフラ資産については、人口動向を踏まえながら、地域の要望や実情に合った維持管理を実施していくことが重要になります。

また、インフラ資産は町民活動の基礎となるものです。防災につよいまちとするためにも、耐震化対策を実施していく必要があります。

(1) 道路

町が保有する道路は、総延長約 485 k m、道路面積は約 1,958 k m²となっています。その内その他（幹線以外）の町道は道路面積で約 1,316 k m²と約 7 割を占めており、町道の多くは生活道路となっています。

【町道の延長・道路面積】

分 類	延 長	面 積
1 級（幹線）町道	31,959m	319,580 m ²
2 級（幹線）町道	28,524m	196,948 m ²
その他（幹線以外）の町道	378,672m	1,316,452 m ²
自転車歩行者道	46,052m	124,820 m ²
合 計	485,207m	1,957,800 m ²

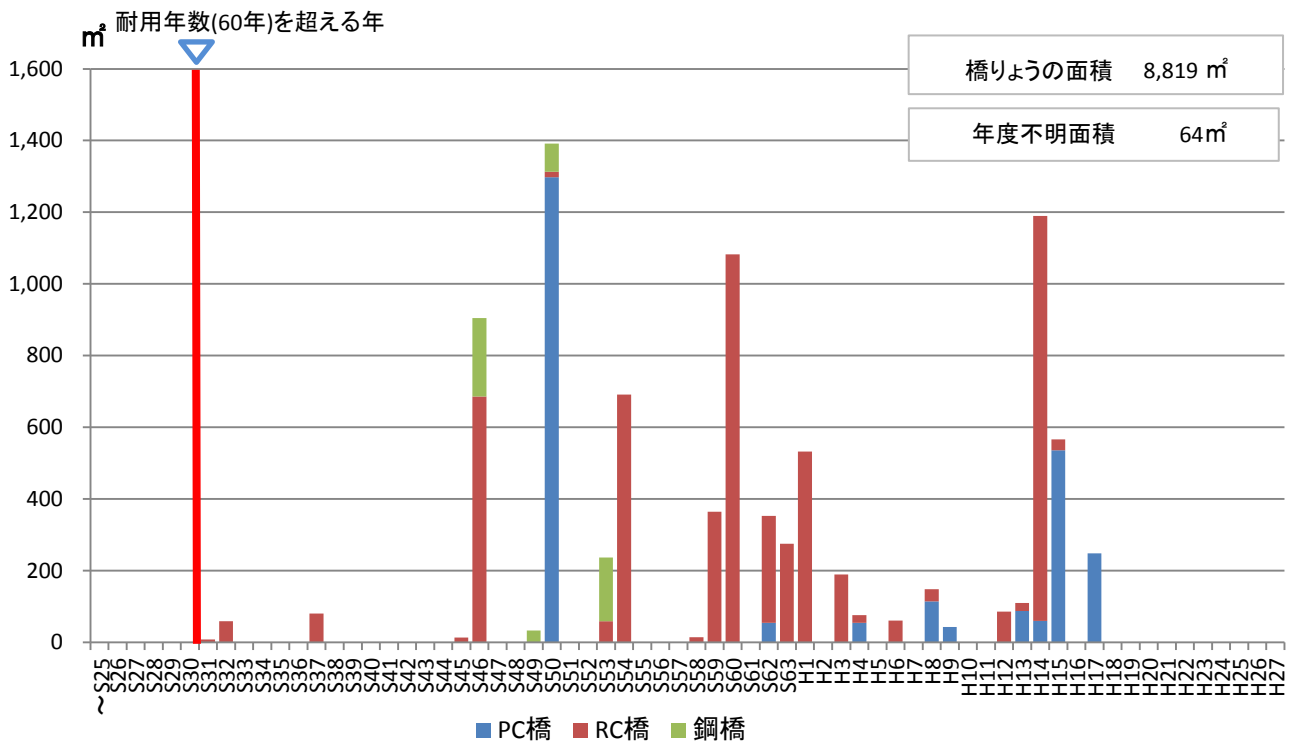
(2) 橋りょう

町保有の橋りょうは、73 橋あり延長が 1,424m、面積は 8,819 m²となっています。面積では RC（鉄筋コンクリート）橋が最も多くなっており約 6.5 割となっています。現在のところ耐用年数とされている 60 年を超える橋（築年度不明を除く）はありませんが、16 年後からは本格的な橋りょうの更新が必要となると予想されます。

【橋りょうの数・延長・面積】

分 類	橋りょう数	延 長	面 積
PC（プレストレストコンクリート）橋	15 橋	436m	2,558 m ²
RC（鉄筋コンクリート）橋	53 橋	895m	5,752 m ²
鋼橋	5 橋	93m	509 m ²
合 計	73 橋	1,424m	8,819 m ²

構造別年度別整備面積(橋りょう)



(3) 上水道

上水道の延長は、導水管、送水管、配水管を合わせて総延長が約 180 km となっています。

また、上水道施設建物及びプラント施設は 17 施設あり、延床面積は約 1,754 m² となっています。

【上水道の管種別延長】

管種別	延長
導水管	4,109m
送水管	7,256m
配水管	168,803m
合計	180,168m

【上水道施設建物及びプラント施設の施設数・面積】

施設種類	施設数	延床面積
浄水場	8	910 m ²
配水場	2	187 m ²
排水池	1	500 m ²
水源	6	157 m ²
合計	17	1,754 m ²

(4) 下水道

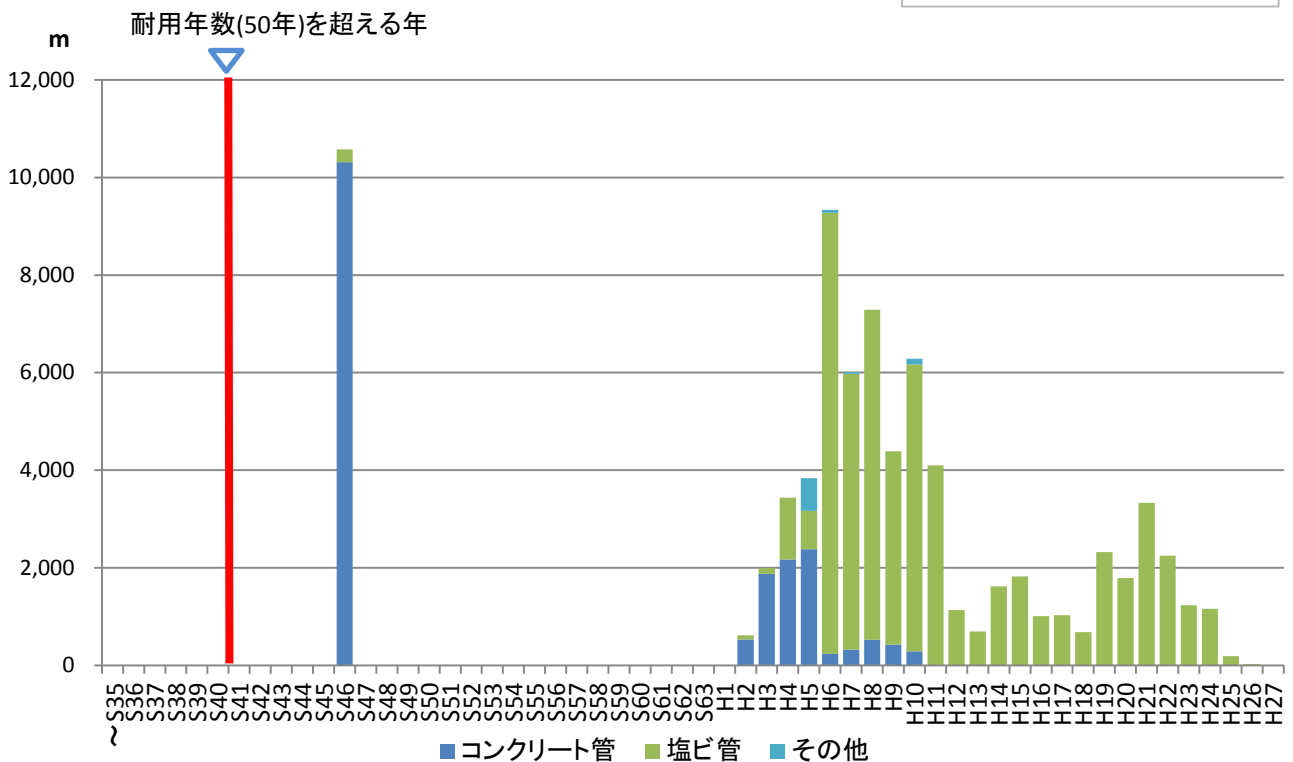
下水道の延長は、コンクリート管、塩ビ管、その他を合わせて総延長約 78km となっています。年度別整備延長では昭和 46 年度にコンクリート管が多く整備され、平成 6 年度からは塩ビ管での整備がコンクリート管を上回りました。現在のところ耐用年数とされている 50 年を超える管渠はありませんが、6 年後からは管渠の更新が必要となると予想されます。

【下水道の管種別延長】

管種別	延長
コンクリート管	19,066m
塩ビ管	58,225m
その他	873m
合計	78,164m

年度別整備延長(下水道)

下水道管の総延長 78,164m



3 公共建築物の更新と財政負担

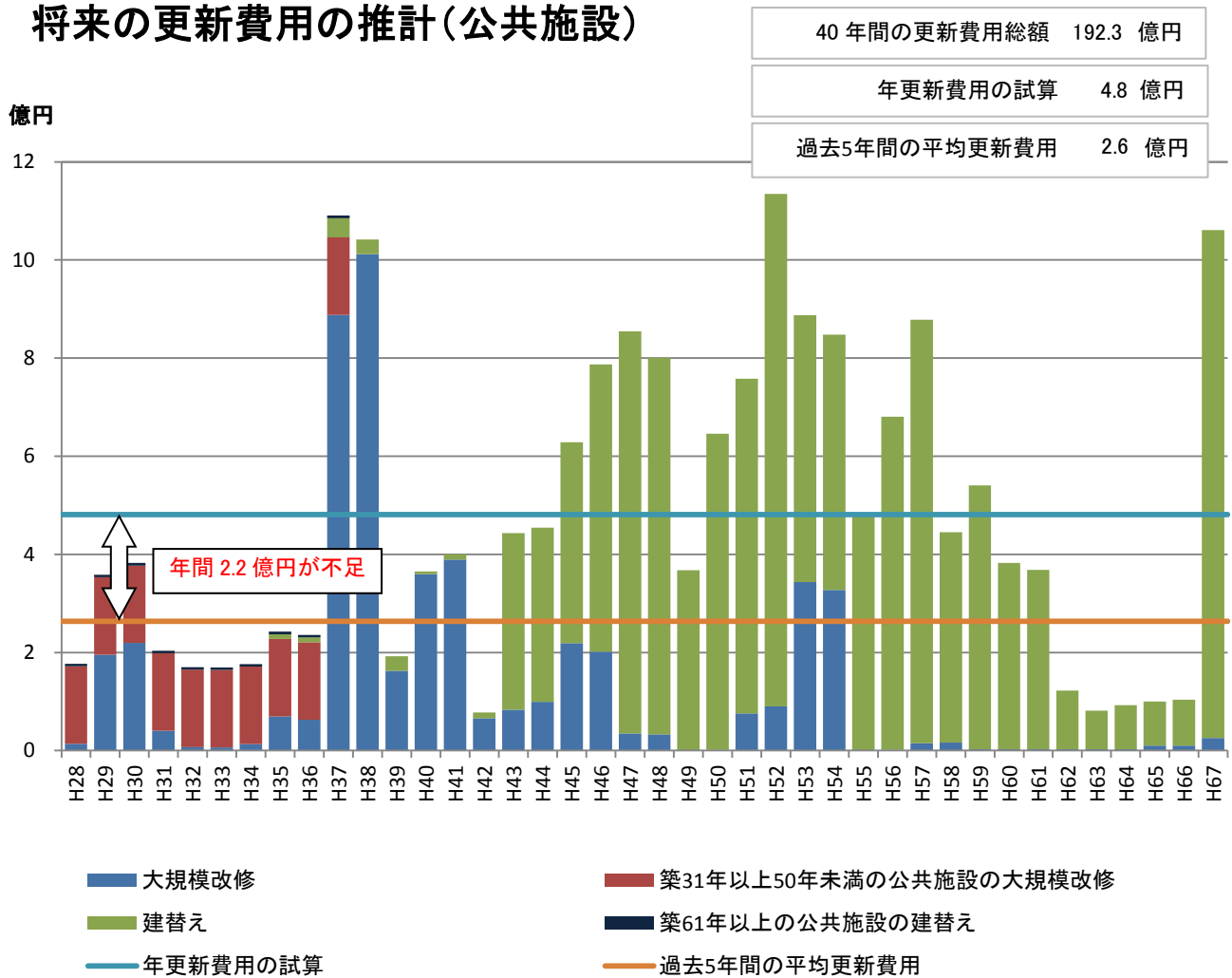
総務省が公表している公共施設等更新費用資産ソフトを用いた試算では、現在の施設をそのまま保有する場合、今後40年間で192.3億円、年平均で4.8億円の更新費用が必要となります。

内訳は、築31年以上50年未満の公共建築物で大規模改修が未実施の施設の積み残しが15.8億円となっています。今後大規模改修時期が到来する施設の費用が51.1億円となっています。

さらに、平成43(2031)年度からは本格的な施設の建替時期を迎え、124.9億円の費用が必要になると見込まれます。

これに対し、公共建築物の更新費用として支出した過去5年間(平成23~27年度)の平均更新費用は2.6億円です。試算した必要とされる更新費用と比較すると、年平均で約2.2億円が不足することになります。

将来の更新費用の推計(公共施設)



【将来の更新費用の推計】

大規模改修	51.1 億円
築 31 年以上 50 年未満の公共施設の大規模改修	15.8 億円
建替え	124.9 億円
築 61 年以上の公共施設の建替え	0.5 億円
合 計	192.3 億円

〔試算条件〕

○公共施設等更新費用資産ソフトによる試算

- ・大規模改修：実施年数は30年とし、改修期間は2年とする。また現時点で積み残している改修は10年の間に実施する。
- ・建 替 え：築60年で建替えとし、建替え期間を3年とする。また現時点で積み残している建替えは10年の間に実施する。
- ・単 価 設 定：大規模改修及び建替えに要する費用の単価は、別表のとおりとする。なお、単価には建替えにともなう解体、仮設移転費用、設計料等を含む。

(出典：「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」財団法人自治総合センター)

公共建築物分類別大規模改修・建替え単価表

公共建築物分類	大規模改修単価	建替え単価
文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション・観光系施設、保健・福祉施設、その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設、公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡

4 インフラ資産の更新と財政負担

公共施設等更新費用資産ソフトを用いた試算において、インフラ資産においては、今後40年間で必要となる更新費用を算出すると合計で535.0億円が必要となります。1年当たりの更新費用としては13.4億円が必要になると試算されます。過去5年間（平成23～27年度）の平均更新費用は5.4億円であり、比較すると8.0億円の不足となります。

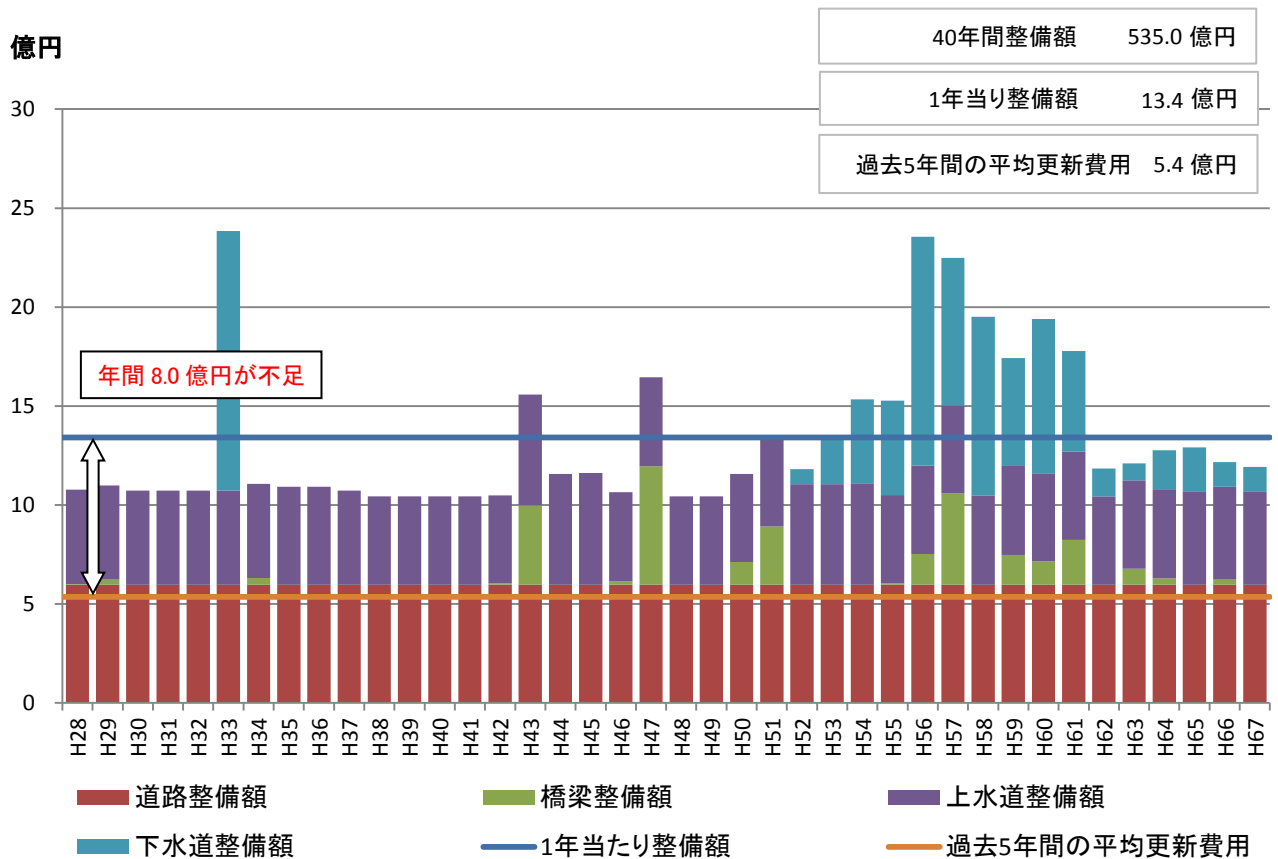
1年当たりの更新費用も道路で6.0億円、上水道で4.7億円となります。

整備状況や老朽化の度合いを考慮しつつ、地域の要望や実情に合った計画的な更新・補修や耐震対策を行う必要がありますが、それらの費用の捻出が課題となっています。

【インフラ資産の更新にかかる将来コスト推計】

種別	今後40年間に必要な更新費用	1年当たりの更新費用
道路	238.7 億円	6.0 億円
橋りょう	27.6 億円	0.7 億円
上水道	187.9 億円	4.7 億円
下水道	80.8 億円	2.0 億円
合計	535.0 億円	13.4 億円

将来の更新費用の推計(インフラ資産)



(試算条件)

○公共施設等更新費用資産ソフトによる試算

道 路：更新単価は「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）に示された舗装補修事業費を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定

橋りょう：更新単価は「道路橋年報」（日本道路協会）に示された道路橋の工事实績により PC 橋、鋼橋に区分して設定

上下水道：更新単価は「流域別下水道整備総合計画調査指針」と解説に示された管路の費用関数により設定

インフラ資産更新単価表

種別	分 類		更新単価
道路	一般道路		4,700 円/m ²
	自転車歩行者道		2,700 円/m ²
橋りょう	P C 橋、R C 橋、その他		425 千円/m ²
	鋼橋		500 千円/m ²
上水道	導水管及び 送水管	～300mm未満	100 千円/m
		300～500mm未満	114 千円/m
	配水管	～150mm以下	97 万円/m
		～200mm以下	100 万円/m
		～250mm以下	103 万円/m
		～300mm以下	106 万円/m
		～350mm以下	111 万円/m
		～400mm以下	116 万円/m
下水道	コンクリート管、陶管、塩ビ管、その他		124 千円/m

5 公共施設等の更新等にもなう将来負担

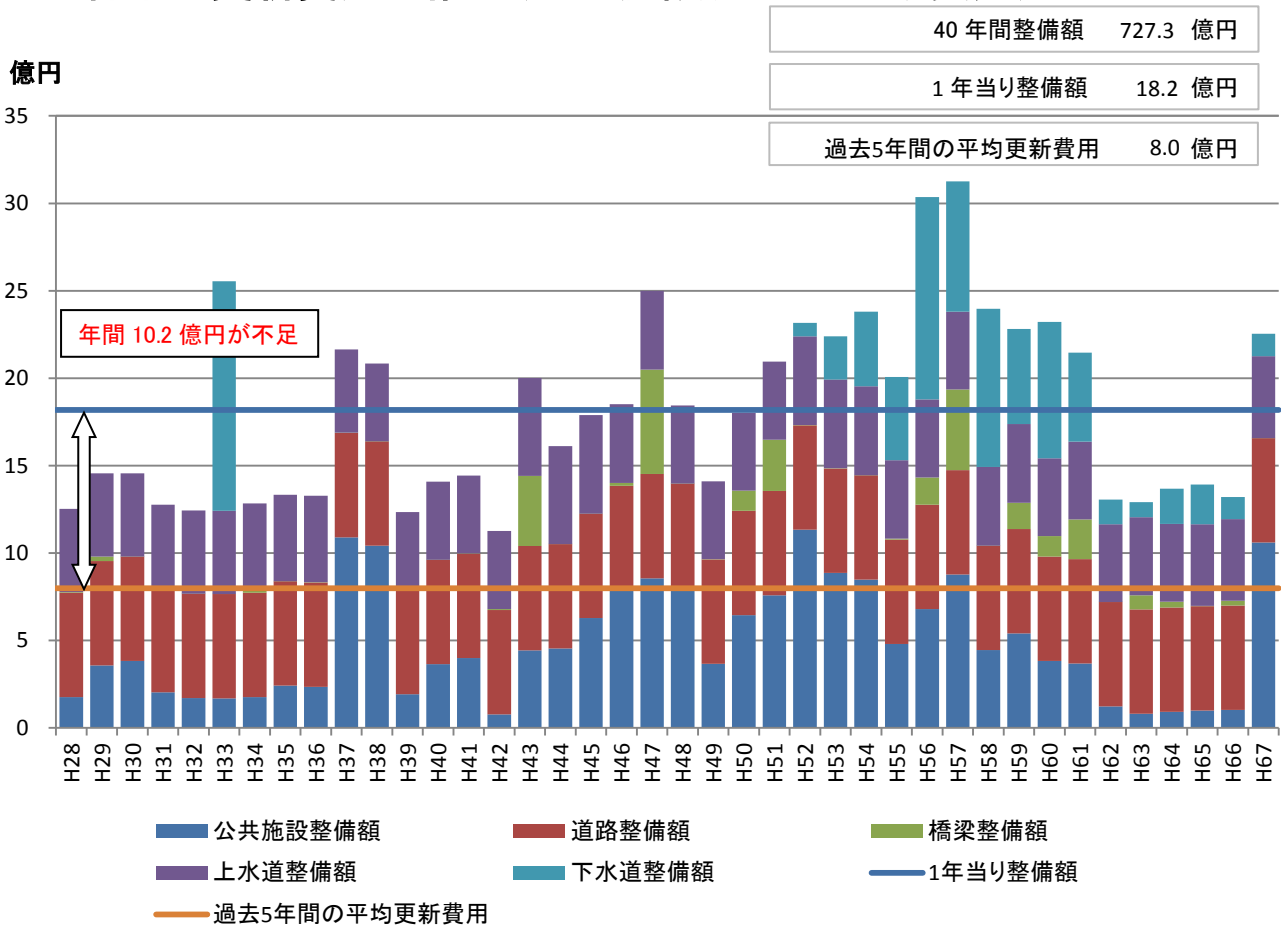
公共施設等を耐用年数まで使用し、全てを同規模で更新すると仮定した場合、更新費用試算ソフトによると、今後40年で727.3億円、年平均で18.2億円の費用が必要になると見込まれます。

過去5年間（平成23～27年度）の平均更新費用は8.0億円となっています。必要な更新費用に対して約2.3倍が必要となると思われます。

現状を維持したままで改修や更新を進めていくと仮定とすると、将来的に年平均約18億円経費が必要であり、改修や更新を続けることは財政的にも非常に困難であると見込まれます。

社会保障経費の増加に加え、投資的経費も増加するとなると町の財政上大きな負担となり、他の行政サービスへも重大な影響を及ぼすことが考えられます。

将来の更新費用の推計（公共施設及びインフラ資産）



第4章 公共施設等の基本的な方針

1 総合管理計画の3つの基本的な方針

今後の急激な人口減少と、少子高齢、生産年齢世代の減少等人口構成の変化といった過去例をみない社会がやってくることとなります。加えて、施設の更新費用の試算では、現在の財政状況では対応できない数値が出されています。

このような状況のもとでは、これまでのとおり個々の公共施設を担当部局のみで維持・検討していくのではなく、全体的な構想により施設を捉えていく必要があります。

公共施設等はその時代の要請により建設されたひとつの「地域資源」です。その資源を有効かつ効率的に活用しつつ、時代の要請の変化と今後の予想を的確に捉え、健全で持続可能な嵐山町とするために、計画的に長寿命化を図るとともに、施設の適正化や複合化の検討、利活用を行っていく必要があります。

嵐山町民が、豊かな生活環境のもと笑顔で暮らす社会を目指し、公共施設等の総合的で計画的な取組みを推進します。

このため、嵐山町では3つの基本的な方針に基づき、公共施設等のマネジメントを行っていきます。

基本方針1 長寿命化と安全対策の推進

現在の公共施設等については、貴重な地域資源であるため、有効かつ効率的に使用できるよう、長寿命化を図ります。災害において重要な拠点やインフラについては、災害の利用等を計画し、安全対策を推進します。そのため、公共施設等の状況を適宜把握し、情報の適正な管理を進めていきます。

基本方針2 総量資産の適正化の推進

今後の人口減少とともに、少子高齢、生産年齢世代の減少等人口構成の変化を見据え、施設利用者等の想定を行い、町民福祉の向上を図りつつ、財政の健全化を進めるため、総量資産の適正化を図ります。

基本方針3 既存施設の有効活用等の推進

施設利用者の動向を注視し、町を取り巻く状況を把握しながら、町所有や民間所有施設を含めて既存施設の有効活用を図っていきます。さらにPPP[※]等の手法による民間活力の導入を図ります。

2 基本的な方針に基づく実施方針

総合管理計画の3つの基本方針に基づき、各取組の実施方針を以下のとおり定め、公共施設等のマネジメントを推進していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の劣化状況を把握するため、定期的に劣化診断を実施し、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）を評価し、公共施設等における保全の優先度を判断します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

築年数が経過した公共建築物については、重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて計画的に改修・更新を行います。施設の光熱費等の削減を積極的に図り、維持管理経費の縮減に努めます。

インフラ系施設についても、適切な点検・診断を行い、そこで得られた結果などのデータを次の計画的な補修に活用し、長寿命化を行います。

PPP[※]や PFI[※]などの手法を活用し、公共施設等の有効活用や維持管理経費等の縮減に努めていきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められる公共施設等については、安全・安心に利用できるよう早急に対策を行い、サービスを継続的に提供できるよう努めます。

ただし、今後において施設利用が少ない公共施設等については、解体、除却等も含めて抜本的に検討し、対応していきます。

(4) 耐震化の実施方針

嵐山町では、嵐山町建築物耐震改修促進計画に基づき耐震化を進めており、現在の建築基準法においては、耐震改修の必要がある施設はありません。しかし、社会情勢の変化により必要となったものや、点検等の実施により必要となった場合は、利用状況を勘案しつつ改修を進めていきます。

※PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

(5) 長寿命化の実施方針

公共建築物の個別分類施設ごとの方向性を示す計画を策定し、施設保有量の最適化を行いつつ施設及び財政的に適正な維持管理を進めるなど、公共建築物の長寿命化を図っていきます。

インフラ資産においても、既存ストックを把握し、最適規模の維持管理を実施し、ライフサイクルコストの縮減を進めるため、インフラ種別ごとに計画を策定し、将来負担コストの低減と財政負担の平準化等の長寿命化を図ります。

(6) 統合、廃止の実施方針

今後の人口減少とともに、少子高齢、生産年齢世代の減少等人口構成の変化を的確に捉え、施設利用者の動向を予測し、総資産量の適正化を図ります。

3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性

総合管理計画の3つ基本的な方針と各取組の6つの実施方針に基づき、施設類型ごとの基本的な方向性を定めます。

なお、個別具体的な維持管理方法、改修方法、規模適正化方法、利活用方法等については、個別類型による計画の策定や個別方針の策定等によりマネジメントを行っていくこととします。特に貸付を行っている施設については、維持管理において施設利用者と財政的負担について検討していくこととします。

また、本施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は大分類によるものとします。

I. 公共建築物の方向性

(1) 行政系施設の方向性

大分類	施設名（施設数）
行政系施設	役場庁舎（1）、消防団施設（5）、嵐山パトロールセンター（1）、防災倉庫（1）

- ・行政系施設は8施設です。
- ・町民サービスに欠かせない施設や防災・防犯による施設となっていることから、総合管理計画の基本的な方針等を踏まえつつ、適正な維持管理による長寿命化や災害に対応できる施設としての維持・向上を図ります。

(2) 学校教育系施設の方向性

大分類	施設名（施設数）
学校教育系施設	幼稚園（1）、小学校（3）、中学校（2）、学校給食センター（1）

- ・学校教育系施設は7施設です。
- ・総合管理計画の基本的な方針等を踏まえつつ、施設の維持管理に必要で適正な修繕を実施し、長寿命化を図ります。
- ・今後の児童・生徒の動向に踏まえ、適正規模を検討していきます。

(3) 文化系施設の方向性

大分類	施設名（施設数）
文化系施設	ふれあい交流センター（1）、北部交流センター（1）、南部交流センター（1）

- ・文化系施設は3施設です。
- ・総合管理計画の基本的な方針等を踏まえつつ、施設の維持管理に必要で適正な修繕を実施し、長寿命化を図ります。
- ・利用者の動向を踏まえ、必要に応じ施設機能の見直し等を検討します。

(4) 社会教育系施設の方向性

大分類	施設名 (施設数)
社会教育系施設	知識の森嵐山町立図書館 (1)、オオムラサキの森活動センター (1)

- ・社会教育系施設は2施設です。
- ・総合管理計画の基本的な方針等を踏まえつつ、施設の維持管理に必要で適正な修繕を実施し、長寿命化を図ります。

(5) 保健・福祉施設の方向性

大分類	施設名 (施設数)
保健・福祉施設	健康増進センター (1)、生き生きふれあいプラザやすらぎ (1)、社会福祉協議会 (貸付施設)、シルバー人材センター (貸付施設)

- ・保健・福祉系施設は2施設です。2施設は貸付を行っています。
- ・総合管理計画の基本的な方針等を踏まえつつ、施設の維持管理に必要で適正な修繕を実施し、長寿命化を図ります。
- ・利用者の動向を踏まえ、必要に応じ施設機能の見直し等を検討します。

(6) 子育て支援施設の方向性

大分類	施設名 (施設数)
子育て支援施設	子育て支援拠点 (1)、学童保育室 (4)

- ・保健・福祉系施設は1施設です。4施設は貸付を行っています。
- ・総合管理計画の基本的な方針等を踏まえつつ、施設の維持管理に必要で適正な修繕を実施し、長寿命化を図ります。
- ・利用者の動向を踏まえ、必要に応じ施設機能の見直し等を検討します。

(7) 産業系施設の方向性

大分類	施設名 (施設数)
産業系施設	花見台工業団地管理センター (1)、農産物加工施設 (貸付施設)、嵐山堆肥センター (貸付施設)

- ・産業系施設は1施設です。2施設は貸付を行っています。
- ・総合管理計画の基本的な方針等を踏まえつつ、施設の維持管理に必要で適正な修繕を実施し、長寿命化を図ります。
- ・利用者・使用者の動向を踏まえ、必要に応じ施設機能の見直し等を検討します。

(8) スポーツ・レクリエーション・観光系施設の方向性

大分類	施設名 (施設数)
スポーツ・レクリエーション・観光系施設	総合運動公園 (1)、鶴巻運動公園 (1)、観光用トイレ等〈貸付施設含む〉 (4)、嵐山溪谷バーベキュー場 (貸付施設)

- ・スポーツ・レクリエーション・観光系施設は5施設です。2施設は貸付を行っています。
- ・総合管理計画の基本的な方針等を踏まえつつ、施設の維持管理に必要で適正な修繕を実施し、長寿命化を図ります。
- ・嵐山町総合戦略の効果的な実施を踏まえつつ、長期的には利用者・使用者の動向により、必要に応じ施設の見直し等を検討します。
- ・施設のないスポーツ・レクリエーション・観光系施設においても、利用者・使用者の動向を踏まえ、施設の見直し等を検討します。

(9) 公園施設の方向性

大分類	施設名 (施設数)
公園	フィットネス 21 パーク (1)、菅谷公園 (1)、蝶の里公園 (1)、歴史の里公園 (1)

- ・公園施設は4施設です。
- ・総合管理計画の基本的な方針等を踏まえつつ、遊具を始めとした施設の維持管理に必要で適正な修繕を実施し、長寿命化を図ります。
- ・利用者の動向を踏まえ、必要に応じ施設機能の見直し等を検討します。
- ・施設のない公園についても、必要に応じ見直し等を検討します。

(10) その他施設の方向性

分類	施設名 (施設数)
その他	武蔵嵐山駅東西連絡通路 (1)、旧都市計画課分室 (1)、武蔵嵐山駅西口公衆便所 (1)、文化財資料室 (1)

- ・その他施設は4施設です。
- ・総合管理計画の基本的な方針等を踏まえつつ、必要に応じ、施設の維持管理のための適正な修繕を実施し、長寿命化を図ります。
- ・利用者の動向を踏まえ、必要に応じ施設機能の見直し等を検討します。

II. インフラ系施設の方向性

インフラ系施設については、建築物と違い、用途変更や集約化が適さないといわれています。

しかしながら、総合管理計画の基本的な方針を踏まえ、個別にアセットマネジメント計画や長寿命化計画を策定し、今後の社会情勢に適正に対処し、かつ災害に強いインフラ系施設として整備していく必要があります。

(1) 道路の方向性

整備状況や老朽化の状況を把握し、長寿命化計画等を策定し、維持管理等を行っていきます。

(2) 橋りょうの方向性

平成24年に策定した「嵐山町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理等を行っていきます。

(3) 上水道施設の方向性

平成28年3月に策定した嵐山町第2次地域水道ビジョン「嵐山町第2次水道事業基本計画」に基づき、適正なアセットマネジメントを実施していきます。

(4) 下水道施設の方向性

公営企業会計への移行により施設の把握等を実施し、その後嵐山町の状況に合ったアセットマネジメントを実施していきます。

4 取組体制の整備及び情報共有

(1) 推進体制

総合管理計画の推進にあたっては、既存の庁内会議を活用し、組織横断的な調整を実施します。

また、社会情勢の変化により、総合管理計画の見直しが必要となった場合においても、横断的な連携により方針の改定や目標の見直しを行います。

(2) 情報の管理と共有

総合管理計画の推進にあたっては、各施設等を所管する担当部局ごとに資産の適正な把握や分析が必要です。財政状況を勘案しつつ、台帳等の整備を進めます。

さらに、それらを集約した固定資産台帳を整備するなど、総資産量全体の把握も行う必要があります。これらの整備を推進していきます。

(3) 財政との連携

公共施設等の効果的かつ効率的な管理を実施していくには、財政上の裏付けが必要不可欠です。

保有施設の維持管理・改修・更新コストの把握を行い、財政負担の平準化や財源の確保の見通しを立てることで、持続可能な行財政運営が可能となります。

そのため、総合管理計画の基本方針等に基づき、長寿命化や統廃合や適正化等を実施し、持続可能な財政運営を実施する仕組みづくりについて、今後検討していきます。

(4) 町民との協働

総合管理計画の推進にあたっては、町民が利用する施設の規模等の縮小や統合等も視野に入れて検討を行うことから、受益者である町民の理解が最も重要です。公共施設等の必要性を説明し理解を促すことで、町民と町の共通認識を形成できるよう、維持管理の状況や利活用に関する情報の提供に努めていきます。

また、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方について今後検討を進めていきます。

(5) 民間活力の活用体制の構築

現在も指定管理者制度の導入やPFI方式町管理型浄化槽整備事業を行っています。

今後も施設の維持・管理等においてPPPやPFIの導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用し、事業の効率化や町民サービスの向上を図ります。

(6) 職員の意識共有

全庁的に総合管理計画を推進していくには、職員ひとりひとりが公共施設等の状況や計画の必要性などを十分理解し、経営的視点に立ち取り組んでいく必要があります。

そのため、研修会等を通じて職員の啓発に努め、マネジメント意識の共有やコスト意識の向上に努めていくものとします。

嵐山町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

嵐山町

(事務局)

嵐山町地域支援課

〒355-0211

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030-1

TEL 0493-62-2152

HP アドレス <http://www.town.ranzan.saitama.jp>